

三重県環境管理マニュアル		章	2. ～ 3.
表題	適合規格・用語の定義 (第 20 版)	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
		改定日	平成 22 年 4 月 1 日

2. 適合規格

本マニュアルは、ISO14001:2004 及び JISQ14001:2004 の規格に適合する。

3. 用語の定義

環境マネジメントシステムに関する用語の定義は、原則として、ISO14001 に準じる。ただし、適用対象組織固有の用語または特殊な意味に用いる場合は、ここに掲げるほか、その都度説明する。

3.1 部等、室等及び事務所等

- (1) 部等とは、組織を構成する本庁の部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局等の事務局、地域機関をいう。
- (2) 室等とは、本庁の部等を構成する室、課等をいう。
- (3) 事務所等とは、地域機関を構成する事務所、センター、研究所等をいう。
- (4) 部署とは、(2)、(3) 及び事務局を総称していう。

3.2 環境マネジメント事務局

環境マネジメント事務局（以下「事務局」という。）は、本庁の総務部人材政策室で担当し、環境管理責任者の指示に基づき、環境マネジメントシステムの確立・維持に係る事務を行う。

3.3 ISO サーバ

組織全体の環境マネジメントシステムの文書・記録類については、事務局に設置したファイルサーバに専用のフォルダ（以下、「ISO サーバ」という。）を作成し、保存する。各部等のフォルダについては、各々で管理し、ISO サーバ全体については、事務局で運営・管理する。

3.4 MICS（三重県総合グループウェアシステム）

事務局は、環境方針、環境目的、目標及び実施計画、手引き・手順書等その他職員に周知しておくべき情報等を MICS のキャビネット－経営品質向上活動－ISO14001（以下、「MICS」という。）に掲載する。